

# 2023年度 私費外国人留学生授業料補助 募集要項

## 1. 申請要件（以下の要件を全て満たすこと）

申請要件	<p>(1) 学業及び人物とも優れ、かつ、留学生活上の経済的援助が必要であると認められる者。</p> <p>(2) 本学の正規課程に在学する私費外国人留学生であること（交換留学生は除く）。</p> <p>(3) 2023年4月26日（水）時点で有効な在留資格「留学」を保持している者。</p> <p>※2023年4月26日（水）時点で有効な在留資格「留学」を保持していない場合は、以下のいずれかに当てはまる者</p> <p>(ア) 2023年4月26日（水）17時までに国際教育事務室にCOEを申請している者</p> <p>(イ) 2023年4月26日（水）17時までに在留資格「留学」の取得手続きをしている者（在留期間更新、在留資格変更）</p> <p>※協定留学または認定留学中で「留学」の在留資格が失効している者の申請は認めず。</p> <p>(4) 前年度までのGPAが <b>学部生:2.00以上、大学院生:3.00以上（会計専門職研究科のみ1.70以上）</b> の者。</p> <p>※新入生の場合、GPAは問わない。</p> <p>(5) 前年度の修得単位数が<b>学部生は20単位以上</b>であること。</p> <p>※学部新入生及び大学院生は、前年度修得単位数については問わない。</p> <p>※2022年度秋学期入学者は秋学期の修得単位数が10単位以上であること。</p> <p>※2023年度復学者は、休学前に在籍した年度の修得単位数が20単位以上であること。</p> <p>半期のみ在学していた場合は、修得単位数が10単位以上であること。</p> <p>(6) 以下のうち該当する家計基準を満たしている者(2023年4月26日時点の状態で判断します)</p> <p>A.申請者が日本国内にいて、経費支弁者が日本国外にいる場合、経費支弁者からの<b>仕送り額が平均月額90,000円以下</b>（入学金・学費を除く）であること。</p> <p>B.申請者・経費支弁者が共に日本国内にいる場合、<b>経費支弁者の年収が日本円に換算して500万円以下</b>であること。</p> <p>C.申請者・経費支弁者が共に日本国外にいる場合、<b>経費支弁者の年収が日本円に換算して700万円以下</b>であること。</p> <p>※B、Cの基準額は世帯人数4名を想定した基準額になります。世帯人数が5名を超えている場合は以下の表をご確認ください。経費支弁者の年収は日本円に換算して以下の金額である必要があります。</p> <table border="1" data-bbox="367 1160 1388 1545"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>オンライン申請時点の居住地</th> <th>収入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">5人</td> <td>申請者・経費支弁者が共に日本国内にいる場合</td> <td>700万円以下</td> </tr> <tr> <td>申請者・経費支弁者が共に日本国外にいる場合</td> <td>900万円以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6人</td> <td>申請者・経費支弁者が共に日本国内にいる場合</td> <td>900万円以下</td> </tr> <tr> <td>申請者・経費支弁者が共に日本国外にいる場合</td> <td>1100万円以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7人</td> <td>申請者・経費支弁者が共に日本国内にいる場合</td> <td>1100万円以下</td> </tr> <tr> <td>申請者・経費支弁者が共に日本国外にいる場合</td> <td>1300万円以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8人</td> <td>申請者・経費支弁者が共に日本国内にいる場合</td> <td>1300万円以下</td> </tr> <tr> <td>申請者・経費支弁者が共に日本国外にいる場合</td> <td>1500万円以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 明治大学グローバル選抜助成金、明治大学私費外国人留学生特別助成金を受給していない者。</p> <p>(8) 2023年度において原級、在籍原級または留籍をしていない者。また、春学期に休学をしない者。</p> <p>※休学したことに伴う原級の場合は申請が可能な場合があるので、事前に国際教育事務室まで問い合わせること。</p> <p>※秋学期に復学する者については10月に募集を行うので、その際に申請してください。</p> <p>(9) 2023年度に懲戒処分を受けていないこと。</p> <p>※申請以降に除籍または停学・退学等の懲戒処分となった場合は補助の対象外となります。一度除籍になった場合、除籍取消を行っても、その年度は補助の対象外となります。</p>	世帯人数	オンライン申請時点の居住地	収入	5人	申請者・経費支弁者が共に日本国内にいる場合	700万円以下	申請者・経費支弁者が共に日本国外にいる場合	900万円以下	6人	申請者・経費支弁者が共に日本国内にいる場合	900万円以下	申請者・経費支弁者が共に日本国外にいる場合	1100万円以下	7人	申請者・経費支弁者が共に日本国内にいる場合	1100万円以下	申請者・経費支弁者が共に日本国外にいる場合	1300万円以下	8人	申請者・経費支弁者が共に日本国内にいる場合	1300万円以下	申請者・経費支弁者が共に日本国外にいる場合	1500万円以下
世帯人数	オンライン申請時点の居住地	収入																						
5人	申請者・経費支弁者が共に日本国内にいる場合	700万円以下																						
	申請者・経費支弁者が共に日本国外にいる場合	900万円以下																						
6人	申請者・経費支弁者が共に日本国内にいる場合	900万円以下																						
	申請者・経費支弁者が共に日本国外にいる場合	1100万円以下																						
7人	申請者・経費支弁者が共に日本国内にいる場合	1100万円以下																						
	申請者・経費支弁者が共に日本国外にいる場合	1300万円以下																						
8人	申請者・経費支弁者が共に日本国内にいる場合	1300万円以下																						
	申請者・経費支弁者が共に日本国外にいる場合	1500万円以下																						
よくある質問集	<p>授業料補助の申請方法等について、よくある質問がQ&amp;A形式で<a href="#">こちら</a>から確認できます。</p> <p>上記ページに書かれていないことについて質問したい場合には、国際教育事務室（iso@mics.meiji.ac.jp）まで</p> <p><b>メールで</b>問い合わせてください。<b>電話での質問は受け付けません。</b></p> <p><b>質問を送る前には必ずよくある質問集を確認し、既にある質問と同一の質問は避けてください。</b></p> <p><b>寄せられた質問に対する回答を随時まとめて、上記のよくある質問集に追加で掲載します。</b></p>																							

## 2. 申請期間及び提出書類について

<b>オンライン 申請期間</b>	<p><b>【オンライン申請期間】 4月10日（月）11：00～4月26日（水）17：00まで（日本時間）</b> 以下のリンクからオンライン申請を行ってください。 <a href="https://forms.office.com/r/38HsNMMxs7">https://forms.office.com/r/38HsNMMxs7</a></p> <p><b>【注意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● <b>上記時刻までに回答を完了し、送信をする必要があります。時間に余裕をもって回答してください。</b> ※いかなる事情でも申請の遅れは一切認めません。なお、4月26日（水）17時以降は質問を受け付けませんので、問い合わせは必ず事前に済ませてください。 通信事情等によりオンライン申請が行えない場合は、<b>4月26日（水）16時まで</b>に国際教育事務室までメールで問い合わせてください。</li><li>● <b>オンライン申請は一回のみ可能です。回答後の修正はできませんので、事前によく準備した上で申請してください。</b></li><li>● <b>申請が完了したかどうかの問い合わせには対応できません。</b></li></ul> <p>申請フォーム回答後に自動返信メールが届いていれば、申請は完了しています。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● <b>郵送や窓口での書類提出は受け付けません。必ずオンラインで申請をお願いします。</b></li></ul>
<b>提出書類</b>	<p><b>以下の書類はオンライン申請の際に提出を求めますので、オンライン申請を開始する前にご用意ください。特別な事情で提出できない書類がある場合には、<a href="mailto:iso@mics.meiji.ac.jp">国際教育事務室(iso@mics.meiji.ac.jp)</a>まで事前にメールで問い合わせたうえ、指定された書類を提出してください。</b></p> <p><b>（1）在留カードの表面および裏面</b> 以下の①または②を提出してください。</p> <p>① 2023年4月26日（水）時点で有効な在留資格「留学」を保持している者は、オンライン申請フォームからお持ちの在留カードの両面の写真またはスキャンデータを提出してください。</p> <p>② 2023年4月26日（水）時点で有効な在留資格「留学」を保持していない者は、現在有効な在留資格「留学」を保持していない理由をオンライン申請フォームに入力してください。 (記入例：現在、在留資格「家族滞在」から「留学」に資格変更手続きを行っているため、在留資格「留学」の在留カードが提出できません。等)</p> <p><b>（2）経費支弁者の2022年度の年収が明記されている収入証明書の写真またはスキャンデータ</b> ※申請者と経費支弁者が同じ国（日本含む）にいる場合には提出が必要となります。 ※収入証明書が日英以外の言語で作成されている場合には申請者自身が日本語訳を追記したうえで提出してください。 ※申請者が日本国内にいて、経費支弁者が日本国外にいる場合には提出不要。</p> <p><b>（3）学習・研究計画書（所定書式）※博士前期・後期課程の大学院生のみ</b> →「学習・研究計画書」のフォーマットを以下リンク先よりダウンロードして記載の上、申請フォームにてアップロードしてください。（事前に準備をお願いします。） ダウンロードはこちらから： <a href="https://www.meiji.ac.jp/cip/student_support/funding/mkmht000002f217.html">https://www.meiji.ac.jp/cip/student_support/funding/mkmht000002f217.html</a></p> <p><b>（4）預金通帳の表紙と見開きの写真またはスキャンデータ（Eco通帳可）</b> ※原則、通帳の変更は認められませんのでご注意ください。 ※日本国内の銀行口座のみ受付可能。日本国内の銀行口座を持っていない場合には提出不要。（受給者決定後、申請時に通帳を提出できなかった者にはご連絡します。）</p> <p><b>【注意事項】</b></p> <p>※留学生が銀行口座を作成する場合、日本在住歴が短いと口座に「非居住者」という設定が課されています。日本在住歴6か月以上経過後、銀行窓口にて「居住者」に設定変更ができます。<b>提出前に必ず銀行口座にてご自身の銀行口座の設定を確認し、可能な場合は「居住者」へ変更してから、通帳写真を提出してください。</b>詳しくは、<a href="#">コチラ</a>より「外国人留学生の奨学金振込口座について（注意事項）」をご確認ください。</p>

## 3. 授業料補助について

<b>概要・目的</b>	私費外国人留学生の経済的負担を軽減し、学業の継続を援助することを目的とします。																						
<b>補助額</b>	<p>・補助額は以下の表のとおりです。</p> <p>・補助は学費の中の「授業料」のみを対象とします。</p> <p>※ただし、申請要件を満たして申請した者でも、今年度の予算の範囲で補助対象者を選考するため、補助の対象から外れる場合があります。</p>																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学年</th> <th>補助額決定基準</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学部新入生</td> <td>不問</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>大学院新入生</td> <td rowspan="2">不問</td> <td rowspan="2">20万円</td> </tr> <tr> <td>専門職学位課程 新入生</td> </tr> <tr> <td>大学院 M2、D2以上</td> <td rowspan="2">有資格者のうち 所属研究科の成績上位50%以内</td> <td rowspan="2">20万円</td> </tr> <tr> <td>専門職学位課程 2年生以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学部2～4年生</td> <td>有資格者のうち 所属学部の成績上位10%以内</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>有資格者のうち 所属学部の成績上位30%以内</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>有資格者のうち 所属学部の成績上位60%以内</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table>		学年	補助額決定基準	補助額	学部新入生	不問	40万円	大学院新入生	不問	20万円	専門職学位課程 新入生	大学院 M2、D2以上	有資格者のうち 所属研究科の成績上位50%以内	20万円	専門職学位課程 2年生以上	学部2～4年生	有資格者のうち 所属学部の成績上位10%以内	40万円	有資格者のうち 所属学部の成績上位30%以内	30万円	有資格者のうち 所属学部の成績上位60%以内	20万円
	学年	補助額決定基準	補助額																				
	学部新入生	不問	40万円																				
大学院新入生	不問	20万円																					
専門職学位課程 新入生																							
大学院 M2、D2以上	有資格者のうち 所属研究科の成績上位50%以内	20万円																					
専門職学位課程 2年生以上																							
学部2～4年生	有資格者のうち 所属学部の成績上位10%以内	40万円																					
	有資格者のうち 所属学部の成績上位30%以内	30万円																					
	有資格者のうち 所属学部の成績上位60%以内	20万円																					
<b>補助の実施方法</b>	通年対象者	9月下旬頃送付される秋学期分の授業料振込用紙において、授業料補助額を差し引いた額が請求されます。																					
	春学期対象者	2023年度の春学期は在学し、秋学期に休学予定の者については、11月20日までに各学部・研究科に休学願を提出し、休学在籍料の支払いを完了してください。この手続きを完了した休学者には、春学期分の授業料補助額をオンライン申請時に提出された銀行口座に振り込みます。※振込が確認できるまで口座を解約しないでください。																					
	9月卒業・修了者	9月上旬に卒業・修了を確認してから、春学期分の授業料補助額をオンライン申請時に提出された銀行口座に振り込みます。口座への振込は9月中旬を予定しています。※振込が確認できるまで口座を解約しないでください。																					
<b>補助の停止・取消</b>	<p>以下のいずれかに該当する場合、授業料補助の決定を取り消し、補助額の返還をさせることがあります。</p> <p>(1) 在留資格が「留学」からその他の資格に変更になった場合</p> <p>(2) 申請内容・提出書類等に虚偽の記載があった場合</p> <p>(3) 除籍、退学、懲戒処分となった場合</p> <p>(4) 出席状況及び学業成績を勘案した結果、成業の見込みがないと認められる場合</p> <p>(5) その他、受給者として適当でないと認められた場合</p>																						

#### 4. 選考について

<b>選考方法</b>	所属学部・研究科での成績順位に応じて補助対象者を決定します。 ※申請要件を満たした申請者でも、今年度の予算の範囲内で補助を行うため、補助の対象外となる場合があります。
<b>合否通知</b>	Oh-o!Meiji システムで申請者全員に7月下旬までに通知する予定です。

#### 5. 個人情報の取扱いについて

明治大学は、「個人情報保護に関する法律」ならびに本学の「個人情報の保護に関する規程」に基づき、授業料補助の申請者及び関係者の個人情報を奨学金業務全般及びそれらに付随する業務等の利用目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。

#### 6. その他注意事項

<b>注意事項</b>	<p>(1)申請を受理後に申請要件を満たしていないことが判明した場合、選考の対象にはなりません。</p> <p>(2)学費を納入していない者は、補助の対象になりません。</p> <p>(3)<u>連絡は原則として Oh-o!Meiji で行います。必ず確認してください。</u></p> <p>(4)いかなる場合でも再選考はいたしません。</p>
-------------	---

以上